

|               |    |    |     |
|---------------|----|----|-----|
| 務             | 00 | 01 | 1 年 |
| (令和8年3月末まで保存) |    |    |     |
| (令和7年4月末まで有効) |    |    |     |

交 企 第 4 4 4 号  
( 交 規 、 交 指 、 運 免 )  
令 和 7 年 3 月 1 2 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和7年春の全国交通安全運動の実施について

現在、県警察では、本年の交通警察の目標に「交通死亡事故の抑止～ルール遵守と安全行動の定着～」を掲げ、各種活動を推進しているところである。

これからの時期、雪解けとともに車両の実勢速度が上がることや、歩行者、自転車の交通量が増加することから交通死亡事故の抑止に向けた交通安全対策が重要である。

特に、新入学・新学期を迎える児童の登下校時の安全確保や通勤・通学のために増加する自転車利用者の交通安全意識の向上を図る必要がある。

このような情勢の中、見出しの運動が実施されることから、各所属にあつては、本運動が真に効果の上がるものとなるよう、地域の情勢を踏まえた実効ある活動を強力に推進されたい。

記

## 1 実施期間

令和7年4月6日（日）から同年4月15日（火）までの10日間

※交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（木）

## 2 運動重点

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

## 3 推進項目

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

- ア 幼児・児童に対しては、新入学児童等を中心に、交通事故の特徴（飛び出しによる負傷者が多いなど）を踏まえた交通安全教育を推進すること。
- イ 横断歩道外や車両等の直前直後の横断等の法令違反による歩行中死者が多い実態を踏まえ、「道路を横断するときは横断歩道を渡ること」、「信号に従うこと」といった基本的な交通ルール遵守や歩きスマホの危険性についての指導啓発を推進すること。特に、高齢歩行者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化に応じた交通行動を促す交通安全教育を推進すること。
- ウ 保護者や教育関係者に対する交通安全教育の機会を積極的に設け、保護者等が日常生活や教育現場において、正しい横断方法を始めとする自らの安全を守るための交通行動を繰り返し幼児・児童に指導することの重要性について周知を図ること。
- エ 地域における歩行者が関係する交通事故の実態を踏まえ、街頭における交通安全指導や保護・誘導活動を行うこと。特に、通園・通学時間帯等における幼児・児童等の保護活動を強化すること。
- オ 小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの施設の所管行政機関及び道路管理者、地方公共団体、地域住民等と一体となった通学路等の交通安全総点検を実施するなどした上で、歩車分離式信号、横断歩道等の交通安全施設等の整備や維持管理を推進すること。
- カ 道路管理者と連携しながら、「ゾーン30プラス」の整備を推進し、スムーズ横断歩道等の物理的デバイスの設置を促進するとともに、その効果等について積極的に広報するなど、生活道路対策の更なる推進を図ること。
- キ 道路管理者、地域住民等と連携しながら、こどもを始めとする歩行者の通行の妨げとなる不法占有物件の排除等、道路の適正な利用に資する取組を推進すること。
- ク 普通自転車専用通行帯の整備や「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」規制の必要に応じた解除を行うことなどにより、全ての交通主体の安全な通行の確保に努めること。
- ケ 夜間における反射材用品等の視認効果の周知と自発的な着用及び明るく目立つ色の衣服の着用を促す取組を推進すること。
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ア 運転者の歩行者優先意識の徹底
- (ア) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止可能な速度で進行する義務があることや、横断歩道等における歩行者等優先義務等について指導を徹底すること。あわせて、横断歩道等に向かって歩行者等の横断の意思が明確でない場合であっても、横断歩道等の直前で

一時停止し、横断の意思の有無を確認してから進行するよう指導すること。

- (イ) 歩行者が関係する交通事故の発生時間帯・発生場所を重点に、歩行者の保護に資する交通指導取締りを推進するほか、可搬式速度違反自動取締装置を活用した取締りを実施するなど、生活道路等における交通指導取締りを強化すること。
- (ウ) 夜間における対向車や先行車がない状況での前照灯上向き（ハイビーム）の活用を促す取組を推進すること。

#### イ ながら運転や飲酒運転等の根絶

- (ア) 自動車運転中の携帯電話使用等、「ながら運転」の危険性や交通事故実態等に関する積極的な広報啓発を推進するとともに、交通事故実態の分析に基づき、効果的な交通指導取締りを推進すること。
- (イ) 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、飲酒運転の危険性や交通事故実態等に関する積極的な広報啓発のほか、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育等の取組を一層推進するとともに、関係機関・団体や酒類提供飲食業等の関係業界と連携して、地域・職域等における飲酒運転根絶に資する取組を強化すること。
- (ウ) 飲酒運転の実態について、必要な調査・分析を行った上で、飲酒取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、関連情報の組織的な活用を図り、飲酒運転根絶に向けたより効果的な取締りを推進すること。
- (エ) 妨害運転の危険性や罰則のほか、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の重要性、妨害運転を受けるなどした場合の対応要領、ドライブレコーダーの有効性等についての広報啓発を推進するとともに、車間距離不保持等の重大な交通事故につながり得る違反に対する交通指導取締りを強化すること。
- (オ) 安全運転管理者には、その管理下の運転者に対する交通安全教育や、運転者の運転前後にアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認するなどの安全運転管理業務を行う義務が課せられていることから、これらが確実に履行されるよう事業者への指導を徹底すること。

#### ウ 高齢運転者の交通事故防止

- (ア) 高齢運転者に対しては、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を高齢運転者自らが理解し、安全な交通行動を実践できるよう、関係機関・団体等と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。
- (イ) 高齢運転者やその家族に対しては、安全運転相談窓口、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者への各種支援施策の広報啓発を推進すること。加えて、安全運転サポート車の普及啓発及びサポートカー限定免許制度についての広報

啓発を推進すること。

エ 二輪車運転者の被害軽減を図るため、顎紐を緩みがないようしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することの重要性やプロテクターの着用効果についての広報啓発を推進するとともに、交通事故実態を踏まえた中高年層やフードデリバリー事業者等に対する交通安全教育を推進すること。

オ ペダル付き電動バイクは道路交通法上の一般原動機付自転車又は自動車に区分され、原動機を用いず、ペダル等のみを用いて走行させている場合も運転免許を要することについて、販売事業者への働き掛けを行うなどして周知を図るとともに、これらの違反者に対しては、積極的な取締りを推進すること。

カ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用や幼児へのチャイルドシートの適切な使用の徹底及び体格等の事情によりシートベルトを適切に着用することができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用を促す広報啓発を推進すること。また、高速乗合バスや貸切バス等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係機関、事業者等と連携した取組を強化すること。

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

ア 全ての自転車及び特定小型原動機付自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課されていることから、頭部保護の重要性と乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を促進すること。

イ 幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際の安全利用に係る広報啓発を推進すること。

ウ 具体的な交通事故事例を示し、損害賠償責任保険等の加入の必要性について周知するとともに、自転車関係事業者・団体と連携し、自転車の点検整備の重要性と実施要領について周知を図ること。

エ 自転車の基本的な交通ルール等の周知を図るため、自転車安全利用五則を活用するなどして、対象に応じた交通安全教育や広報啓発を実施すること。特に、自転車は「車両」であり、車道通行が原則であることや左側を通行することのほか、歩道は歩行者優先であり、歩道通行時は車道寄りを徐行することや歩行者の通行を妨げることとなる場合の一時停止義務等について指導を徹底すること。

オ 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）が令和6年11月1日施行され、自転車運転中のながらスマホに対する罰則が強化されるとともに、自転車の酒気帯び運転等に対する罰則が創設されたことから、周知を図るための効果的な情報発信や、関係機関・団体等と連携した広報啓発を積極的に推進すること。

カ 自転車利用者による交通違反については、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、違反者自らが危険性や交通ルールを遵守することの重要性について理解で

きるよう、実効性のある指導警告を行うとともに、信号無視や指定場所一時不停止等の交通事故の原因となる違反行為や悪質性・危険性が高い違反行為に対しては、交通切符等を活用した検挙措置を講ずること。

キ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対して交通事故発生状況等に関する情報を提供するとともに、実技を含む交通安全教室の開催等の交通安全対策を実施するよう働き掛けること。また、街頭における自転車配達員に対する指導啓発や飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け促進等の諸対策を推進すること。

ク 特定小型原動機付自転車に係る交通ルール等の周知並びに遵守を図るための効果的な情報発信や、関係機関・団体等と連携した交通ルール等の広報啓発を推進すること。

ケ 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反行為のほか、通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反行為に重点を置いた取締りを強化するとともに、その交通実態を分析し、通勤時間帯における市街地での取締り、夜間における繁華街での検問等、交通事故抑止に資する取締りを推進すること。

コ 特定小型原動機付自転車の販売事業者の実態把握を行い、利用者等に対する交通安全教育、ヘルメットの着用促進その他の交通安全対策の充実に向けた指導を実施すること。

#### 4 留意事項

##### (1) 各種広報媒体を活用した広報

広報啓発活動については、ポスター、チラシ等の従来からの広報媒体に加え、幅広い年齢層に向けて、デジタルサイネージや県警インスタグラム等のSNSを積極的に活用するとともに、増加する訪日外国人を対象とした広報啓発活動を実施する等、時代に即した効果的な取組を推進すること。

##### (2) 関係機関・団体との連携

ア 自治体等の関係機関・団体や民間企業による、主体的な活動の促進を支援するとともに、これら職員が他の模範となる運転を実践する取組を促進するなど、職域等における交通安全運動の活性化を図ること。

イ 地域住民一人一人が交通安全を自らの問題と捉えて積極的に各種活動や取組に参加する環境を醸成するとともに、交通ボランティアのみならず、教育機関等との連携を強化し、学生等の参加を促進するなど、若い世代の交通安全意識の向上を図ること。

##### (3) 受傷事故防止の徹底

交通指導取締り等の街頭活動に当たっては、装備資機材を効果的に活用し、現場責任者の適切な指揮の下、受傷事故防止に万全を期すこと。

また、街頭活動や交通安全総点検を共に行う関係機関・団体や交通ボランティア等の参加者の安全確保等にも特段の配慮をすること。

(4) 他部門及び他所属との連携

地域警察官との合同取締りなど各部門が緊密に連携を図るほか、隣接署と連携し、ブロック運用による交通指導取締りを実施する等、警察の総合力を発揮した取組を推進すること。

(5) 模範的な交通安全行動の率先

警察職員は、横断歩行者等の保護や自転車利用時の乗車用ヘルメット着用等、模範的な交通安全行動を率先して実践すること。

担当 交通企画課  
交通安全対策第一係